

日立市未来技術地域社会実装推進事業プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「日立市未来技術地域社会実装推進事業補助金交付要綱」に基づき、介護サービス支援ロボット導入実装推進事業を実施する事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 補助対象事業名

介護サービス支援ロボット導入実装推進事業

(2) 事業内容

ア 雇用のミスマッチが生じている介護サービス事業者に対し、課題解決に向け、未来技術を活用した介護サービス支援の実証実験を行う。

イ 医療や教育等の各分野が抱える課題の解決につながる未来技術の活用を研究する。

(3) 事業期間

補助金交付決定日から令和3年2月末まで

(4) 補助率

補助対象経費の2分の1以内

(5) 補助金限度額

1,000万円

3 参加資格

(1) 日立市の入札参加資格を有し、かつ市内の事業所において未来技術の開発等を行っている者

(2) 本市の税金、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料（以下「市税等」という。）に未納がない者

(3) 日立市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条各号で定める暴力団関係者でない者

(4) 更正手続開始及び再生手続開始の申立てが行われていない者

(5) 本事業内容を十分理解している者

4 参加手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 市税納税証明書（写し可）

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出先

〒317-8601 日立市助川町 1-1-1

日立市市長公室地域創生推進課（市役所本庁舎 4 階）

電話 0294-22-3111（内線 448）

メールアドレス sousei@city.hitachi.lg.jp

(4) 提出期限

令和 2 年 7 月 20 日（月）午後 5 時 15 分まで（必着）

(5) 提出方法

持参又は郵送

(6) 参加資格審査結果

参加資格の審査結果は、7 月 21 日（火）に通知する。

(7) 留意事項

参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式第 3 号）を提出すること。

5 質問及び回答

(1) 提出方法及び提出先

質問書（様式第 4 号）に内容を簡潔に記入の上、電子メールに添付して日立市市長公室地域創生推進課（sousei@city.hitachi.lg.jp）まで送信すること。メールの件名は「日立市未来技術地域社会実装推進事業に関する質問（事業者名）」とすること。

(2) 提出期限

令和 2 年 7 月 27 日（月）午後 5 時 15 分まで（必着）

(3) 回答方法

令和 2 年 7 月 28 日（火）までに、日立市ホームページに質問及び回答を掲載する。

(4) その他

電話による質問は受け付けないものとする。

6 企画提案書提出手続き

企画提案書等審査書類は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式第 5 号）

- イ 企画提案書（様式任意）
- ウ 業務実績書（様式第 6 号）
- エ 提案価格見積書（様式第 7 号）及び見積明細書（様式任意）
- オ 業務実施体制表（様式第 8 号）

(2) 提出部数

6 部

(3) 提出先

〒317-8601 日立市助川町 1-1-1

日立市市長公室地域創生推進課（市役所本庁舎 4 階）

電話 0294-22-3111（内線 448）

メールアドレス sousei@city.hitachi.lg.jp

(4) 提出期限

令和 2 年 7 月 30 日（木）午後 5 時 15 分まで（必着）

(5) 提出方法

持参又は郵送

7 審査概要

(1) 審査方法

日立市未来技術地域社会実装推進事業プロポーザル審査委員会が、日立市未来技術地域社会実装推進事業プロポーザル審査要領に基づき、提出された企画提案書の審査を行い、各審査項目の合計点が最も高い事業者を候補者として 1 者選定する。

なお、提案者が 1 者の場合は、合計点が基準点（30 点）を超えることを選定の条件とする。

(2) 審査結果

ア 通知方法

提案者の審査結果は、日立市ホームページで公表する。なお、支援する候補者以外の社名は伏せて公表する。

イ 通知時期

令和 2 年 8 月 7 日（金）

8 補助金の交付

(1) 審査結果の公表後、速やかに候補者と本事業補助金交付に向けた調整を行う。企画提案書の記載事項は、原則として、補助事業で実施する事業内容となるが、具体的な内容については、協議調整の上、決定する。

(2) 候補者との本事業補助金交付に向けた調整がやむをえない事由により不

調になった場合は、次点候補者と本事業補助金交付に向けた調整を行う。なお、本事業補助金交付の調整が、合意に至らなかった場合において、本事業の実施に向けて要した費用は補償しない。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格」定める要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合
- (3) 提出した企画提案書等の書類に虚偽があった場合

10 その他留意事項

- (1) 参加申込み、企画提案書の作成、提出等、提案手続きに関わる一切の経費は、事業者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに関わる情報公開請求があった場合は、日立市公開条例に基づく対応とする。
- (3) 提出された企画提案書等の書類は、一切返却しないものとする。なお、提出書類は本プロポーザル以外の目的では使用しない。
- (4) 審査結果に対する異議申し立ては認めないものとする。